

【表紙】	
【公表書類】	発行者情報
【公表日】	2026年2月27日
【発行者の名称】	株式会社ハートアップ
【代表者の役職氏名】	代表取締役 辻榮 勇人
【本店の所在の場所】	福岡県久留米市野中町 53 番地 7  (上記は登記上の本店所在地であり実際の業務は下記の場所で行っております。)
【電話番号】	-
【最寄りの連絡場所】	福岡県久留米市諏訪野町 2 3 7 8
【電話番号】	0942-65-3081
【事務連絡者氏名】	代表取締役管理本部長 天童 淑巳
【担当 J-Adviser の名称】	株式会社日本M&Aセンター
【担当 J-Adviser の代表者の役職氏名】	代表取締役社長 竹内 直樹
【担当 J-Adviser の本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目 8 番 2 号
【担当 J-Adviser の財務状況が公表されるウェブサイトのアドレス】	<a href="https://www.nihon-ma.co.jp/ir/">https://www.nihon-ma.co.jp/ir/</a>
【電話番号】	03-5220-5454
【取引所金融商品市場等に関する事項】	東京証券取引所 TOKYO PRO Market なお、振替機関の名称及び住所は下記のとおりです。 名称：株式会社証券保管振替機構 住所：東京都中央区日本橋兜町 7 番 1 号
【公表されるホームページのアドレス】	株式会社ハートアップ <a href="https://hup2015.com/">https://hup2015.com/</a> 株式会社東京証券取引所 <a href="https://www.jpx.co.jp/">https://www.jpx.co.jp/</a>

## 【投資者に対する注意事項】

- 1 TOKYO PRO Market は、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場会社は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、TOKYO PRO Market の上場会社に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、発行者情報により、公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。特に、「第一 第3 4【事業等のリスク】」において公表された情報を慎重に検討する必要があります。
- 2 発行者情報を公表した発行者のその公表の時における役員（金融商品取引法（以下「法」という。）第21条第1項第1号に規定する役員（取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者）をいう。）は、発行者情報のうちに重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたときは、法第27条の34において準用する法第22条の規定に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかつたことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。
- 3 TOKYO PRO Market における取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。すなわち、TOKYO PRO Market においては、J-Adviser が重要な役割を担います。TOKYO PRO Market の上場会社は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例（以下「特例」という。）に従って、各上場会社のために行動する J-Adviser を選任する必要があります。J-Adviser の役割には、上場適格性要件に関する助言及び指導、並びに上場申請手続のマネジメントが含まれます。これらの点について、投資者は、東京証券取引所のホームページ等に掲げられる TOKYO PRO Market の諸規則に留意する必要があります。
- 4 東京証券取引所は、発行者情報の内容（発行者情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません。）について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責任その他の一切の責任を負いません。

## 第一部【企業情報】

### 第1【本国における法制等の概要】

該当事項はありません。

### 第2【企業の概況】

#### 1【主要な経営指標等の推移】

回次	第12期(中間)	第10期	第11期
会計期間	自2025年6月 1日 至2025年11月 30日	自2024年1月 1日 至2024年5月 31日	自2024年6月 1日 至2025年5月 31日
売上高 (千円)	184,335	124,267	325,786
経常利益 (千円)	9,429	15,579	4,666
中間純利益又は 中間(当期)純損失(△) (千円)	6,083	△9,178	△1,560
純資産額 (千円)	73,679	69,156	67,595
総資産額 (千円)	300,199	284,397	288,691
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	—	— (—)	— (—)
1株当たり中間純利益 又は中間(当期)純損失(△) (円)	168.99	△254.97	△43.34
潜在株式調整後1株当たり 中間(当期)純利益 (円)	—	—	—
自己資本比率 (%)	24.54	24.32	23.41
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	14,529	31,445	△1,710
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△573	△8,659	11,373
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△1,680	△4,800	△1,820
現金及び現金同等物の 中間期末(期末)残高 (千円)	206,235	182,071	193,959
従業員数 (名) (ほか、平均臨時雇用者数)	59 (20)	49 (18)	73 (15)

- (注) 1. 当社は中間連結財務諸表を作成しておりませんので、中間連結財務会計期間等に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 当社は当中間会計期間より中間財務諸表を作成しているため、第10期および第11期中間財務諸表については記載しておりません。
3. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社がないため記載しておりません。
4. 潜在株式調整後1株当たり中間（当期）純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
5. 株価収益率については、当社株式の売買実績がなく株価を把握できないため、記載しておりません。
6. 配当性向及び1株当たり配当額については、配当を実施していないため、記載しておりません。
7. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は期中の平均人員を（ ）外数で記載しております。
8. 株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第110条第5項の規定に基づき、第11期の財務諸表について監査法人やまぶきによる監査を受けておりますが、第10期の財務諸表については、監査を受けておりません。また、「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき、第12期中の中間財務諸表については、監査法人やまぶきの期中レビューを受けております。
9. 2025年11月12日付けで普通株式1株につき200株の株式分割を行っておりますが、第10期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額及び1株当たり中間純利益又は中間（当期）純損失(△)を算定しております。
10. 第10期は、決算期変更により決算期を12月31日から5月31日に変更しました。これに伴い、第10期は5ヶ月決算となっております。

## 2 【事業の内容】

当中間会計期間において、当社が営む事業について、重要な変更はありません。

## 3 【関係会社の状況】

該当事項はありません。

## 4 【従業員の状況】

### (1) 発行者の状況

2025年11月30日現在

従業員数（人）
59(20)

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数（パート・アルバイト）は、最近1年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。
2. 当社は放課後等デイサービス事業単一のセグメントであるため、セグメント別の記載は行っておりません。

### (2) 労働組合の状況

当社において労働組合は結成されておりましたが、労使関係は円満に推移しております。

### 第3【事業の状況】

#### 1【業績等の概要】

##### (1) 業績

当中間会計期間における我が国の経済は、引き続き訪日外国人によるインバウンド需要が堅調に推移し、企業収益や雇用環境に改善の動きが見られるなど経済全体として緩やかな回復傾向にあるものの、米国における通商政策や金融資本市場の変動等の影響に加え、物価上昇の継続が個人消費に影響を及ぼし景気を下押しするリスクとなっており、先行きは依然として不透明な状況が続いております。

このような状況の中、当社は少子化や引きこもりといった子どもたちの増加により、将来の日本が危ぶまれる中、放課後等デイサービスを利用する子どもたちが社会で活躍できるようになるための支援や環境を提供することで日本の発展に貢献できるように事業展開を行っております。放課後等デイサービス事業においては、各拠点において堅調に推移し、さらなる事業拡大に向けて積極的に人材に投資を行っております。

これらの結果、当中間会計期間における売上高は184,335千円、営業損失は20,661千円、経常利益は9,429千円、中間純利益は6,083千円となりました。

また、当社は放課後等デイサービス事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

##### (2) キャッシュ・フローの状況

当中間会計期間末における現金及び現金同等物（以下「資金」といいます。）の残高は206,235千円となりました。各キャッシュ・フローの状況と主な要因は以下のとおりです。

##### (営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果獲得した資金は14,529千円となりました。これは主に、税引前中間純利益9,474千円及び減価償却費654千円及び売上債権の減少5,637千円等により資金が増加したことによります。

##### (投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果減少した資金は573千円となりました。これは主に、固定資産の取得による支出2,059千円、貸付金の回収による収入1,440千円によるものであります。

##### (財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果減少した資金は1,680千円となりました。これは主に長期借入金の返済によるものであります。

## 2 【生産、受注及び販売の状況】

### (1) 生産実績

当社は生産活動を行っていないため、該当事項はありません。

### (2) 受注状況

当社は受注から役務提供までの期間が短いため、該当事項はありません。

### (3) 販売実績

当中間会計期間における販売実績を示すと、次のとおりです。

セグメントの名称	販売高（千円）	前年同期比（％）
放課後等デイサービス事業	184,335	—

(注) 1. 当社は当中間会計期間より中間財務諸表を作成しているため、前年同期実績との比較対比は行っておりません。

2. 主な相手先別の販売実績及総販売実績に対する割合

相手先	当中間会計期間 (自 2025年6月1日 至 2025年11月30日)	
	販売高（千円）	割合（％）
福岡県国民健康保険連合団体	101,104	54.8
佐賀県国民健康保険連合団体	52,532	28.5
千葉県国民健康保険連合団体	22,858	12.4

(注) 上記の金額に消費税等は含まれていません。

## 3 【対処すべき課題】

当中間会計期間において、当社の対処すべき課題について、重要な変更はありません。

## 4 【事業等のリスク】

当中間会計期間において、当発行情報に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項の発生又は「事業者のリスク」についての重要な変更はありませんが、株式会社東京証券取引所が運営を行っております証券市場 TOKYO PRO Market の上場維持の前提となる契約に関し、以下に説明いたします。

担当 J-Adviser との契約の解除に関する事項について

当該市場は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第 102 条の定めにより、TOKYO PRO Market 上場企業は、東京証券取引所より認定を受けたいずれかの担当 J-Adviser と、株式上場の適格性審査及び株式上場後の上場適格性を維持するための指導、助言、審査等の各種業務を委託する契約（以下、「J-Adviser 契約」とします。）を締結する義務があります。本書公表日時点において、当社が J-Adviser 契約を締結しているのは株式会社日本 M&A センター（以下、「同社」とします。）であり、同社との J-Adviser 契約において当社は、下記の義務の履行が求められております。以下の義務の履行を怠り、又は J-Adviser 契約に違反した場合、相手方は、相当の期間（特段の事情のない限り 1 か月）を定めてその義務の履行又は違反の是正を書面で催告し、その催告期間内にその義務の履行又は違反の是正がなされなかったときは、J-Adviser 契約を解除することができる旨の定めがあります。また、上記にかかわらず、当社及び同社は、両当事者による書面による合意又は相手方に対する 1 か月前以上の書面による通知を行うことにより、いつでも J-Adviser 契約を解約することができる旨の定めがあります。当社が同社より上記の解除にかかる催告期間中において、下記の義務の履行又は違反の是正が果たせない場合、又は同社に代わる担当 J-Adviser を確保できない場合は、当社普通株式の TOKYO PRO Market 上場廃止につながる可能性があります。

<J-Adviser 契約上の義務>

- ・ 特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第 113 条に定める上場適格性要件を継続的に満たすこと
- ・ 特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例及び特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則に従い、投資者への適時適切な会社情報の開示に努めること
- ・ 上場規程特例に定める上場会社及び新規上場申請者の義務を履行すること

<J-Adviser 契約解除に関する条項>

当社（以下、「甲」という。）が次のいずれかに該当する場合には、株式会社日本 M&A センター（以下、「乙」という。）は J-Adviser 契約（以下、「本契約」という。）を即日無催告解除することができる。

甲が次のいずれかに該当する場合には、乙は本契約を即日無催告解除することができる。

### ① 債務超過

甲がその事業年度の末日に債務超過の状態である場合において、1 年以内（審査対象事業年度の末日の翌日から起算して 1 年を経過する日（当該 1 年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該 1 年を経過する日の後最初に到来する事業年度の末日）までの期間をいう。以下、本号において同じ。また「2 年以内」も同様。）に債務超過の状態を解消できなかったとき。ただし、甲が法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続、産業競争力強化法（以下、「産競法」という。）に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産競法に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」（以下、「私的整理に関するガイドライン」という。）に基づく整理を行うことにより、当該 1 年を経過した日から起算して 1 年以内に債務超過の状態を解消することを計画している場合（乙が適当と認める場合に限る。）には、2 年以内に債務超過の状態を解消できなかったとき。

なお、乙が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、甲が審査対象事業年度に係る決算（上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社である場合には連結会計年度、連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度に係る決算とする。）の内容を開示するまでの間において、再建計画（本号但し書に定める 1 年以内に債務超過の状態を解消するための経営計画を含む。）を公表している場合を対象とし、甲が提出する当該再建計画並びに次の（a）及び（b）に定める書面に基づき行うものとする。

（a）次のイからハまでに掲げる場合の区分に従い、当該イからハまでに定める書面

イ 法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を行う場合

当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の許可を得ているものであることを証する書面

ロ 産競法に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産競法第 52 条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）を行う場合

当該再建計画が、当該手続にしたがって成立したものであることを証する書面

ハ 「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行う場合

当該再建計画が、当該ガイドラインにしたがって成立したものであることをについて債権者が記載した書面

（b）本号但し書に規定する 1 年以内に債務超過の状態を解消するための経営計画の前提となった重要な事項等が、公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面

## ②銀行取引の停止

甲が発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停止された場合又は停止されることが確実となった場合。

## ③破産手続、再生手続又は更生手続

甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至った場合（甲が、法律に規定する破産手続、再生手続又は更生手続の原因があることにより、破産手続、再生手続又は更生手続を必要と判断した場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次の a から c までに掲げる場合その他甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合に準ずる状態になったと乙が認めた場合をいうものとし、当該 a から c までに掲げる場合には当該 a から c までに定める日に本号前段に該当するものとして取り扱う。

a 甲が債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあるときなどで再建を目的としない法律に基づかない整理を行う場合

甲から当該整理を行うことについての書面による報告を受けた日

b 甲が、債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあることなどにより事業活動の継続について困難である旨又は断念する旨を取締役会等において決議又は決定した場合であって、事業の全部若しくは大部分の譲渡又は解散について株主総会又は普通出資者総会に付議することを取締役会の決議を行った場合

甲から当該事業の譲渡又は解散に関する取締役会の決議についての書面による報告を受けた日（事業の大部分の譲渡の場合には、当該事業の譲渡が事業の大部分の譲渡であると乙が認めた日）

c 甲が、財政状態の改善のために、債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受若しくは弁済に関する合意を当該債権者又は第三者と行った場合（当該債務の免除の額又は債務の引受若しくは弁済の額が直前事業年度の末日における債務の総額の 100 分の 10 に相当する額以上である場合に限る。）

甲から当該合意を行ったことについての書面による報告を受けた日

④前号に該当することとなった場合においても、甲が次の a から c までに岐東する再建計画の開示を行った場合には、原則として本契約の解除は行わないものとする。

a 次の（a）又は（b）に定める場合に従い、当該（a）又は（b）に定める事項に該当すること。

（a）甲が法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合 当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得られる見込みがあるものであること。

（b）甲が前号 c に規定する合意を行った場合 当該再建計画が、前号 c に規定する債権者又は第三者の合意を得ているものであること。

b 当該再建計画に次の（a）及び（b）に掲げる事項が記載されていること。

（a）TOKYO PRO Market に上場する有価証券の全部を消却するものでないこと。

（b）前 a の（a）に規定する見込みがある旨及びその理由又は同（b）に規定する合意がなされていること及びそれを証する内容

c 当該再建計画に上場廃止の原因となる事項が記載されているなど公益又は投資者保護の観点から適当でない認められるものでないこと。

## ⑤事業活動の停止

甲が事業活動を停止した場合（甲及びその連結子会社の事業活動が停止されたと乙が認めた場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次の a から c までに掲げる場合その他甲が事業活動を停止した場合に準ずる状態になった場合と乙が認めた場合をいうものとし、当該 a から c までに掲げる場合には当該 a から c までに掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。

a 甲が、合併により解散する場合のうち、合併に際して甲の株主に対してその株券等に代わる財産の全部又は一部として次の（a）又は（b）に該当する株券等を交付する場合は、原則として、合併がその効力を生ずる日の 3 日前（休業日を除外する。）の日

（a）TOKYO PRO Market の上場株券等

（b）特例第 132 条の規定の適用を受け、速やかに TOKYO PRO Market に上場される見込みのある株券等

b 甲が、前 a に規定する合併以外の合併により解散する場合は、甲から当該合併に関する株主総会（普通出資者総会を含む。）の決議についての書面による報告を受けた日（当該合併について株主総会の決議による承認を要しない場合には、取締役会の決議（委員会設置会社にあつては、執行役の決定を含む。）についての書面による報告を受けた日）

c 甲が、a 及び前 b に規定する事由以外の事由により解散する場合（本条第 3 号 b の規定の適用を受ける場合を除く。）は、甲から当該解散の原因となる事由が発生した旨の書面による報告を受けた日

## ⑥不適当な合併等

甲が非上場会社の吸収合併又はこれに類するもの（i 非上場会社を完全子会社とする株式交換、ii 非上場会社を子会社とする株式交付、iii 会社分割による非上場会社からの事業の承継、iv 非上場会社からの事業の譲受け、v 会社分割による他の者への事業の承継、vi 他の者への事業の譲渡、vii 非上場会社との業務上の提携、viii 第三者割当による株式若しくは優先出資の割当て、ix その他非上場会社の吸収合併又は i から viii までと同等の効果をもたらすと認められる行為）で定める行為（以下本号において「吸収合併等」という。）を行った場合に、甲が実質的な存続会社でないことと乙が認めた場合

## ⑦支配株主との取引の健全性の毀損

第三者割当により甲の支配株主（甲の親会社又は甲の議決権の過半数を直接若しくは間接に保有する者）が異動した場合（当該割当により交付された募集株式等の転換又は行使により支配株主が異動する見込みがある場合を含む）において、支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損されていると乙が認めるとき

⑧発行情報等の提出遅延

甲が提出の義務を有する特定証券情報、発行情報又は有価証券報告書等につき、特例及び法令に定める期間内に提出しなかった場合で、乙がその遅延理由が適切でないと判断した場合

⑨虚偽記載又は不適正意見等

次の a 又は b に該当する場合

a 甲が開示書類等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合

b 甲の財務諸表等に添付される監査報告書等において、公認会計士等によって、監査報告書については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨（天災地変等、上場会社の責めに帰すべからざる事由によるものである場合を除く。）が記載され、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合

⑩法令違反及び上場契約違反等

甲が重大な法令違反又は特例に関する重大な違反を行った場合

⑪株式事務代行機関への委託

甲が株式事務を特例で定める株式事務代行機関に委託しないこととなった場合又は委託しないこととなることが事実となった場合

⑫株式の譲渡制限

甲が TOKYO PRO Market に上場する株式の譲渡につき制限を行うこととした場合

⑬完全子会社化

甲が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合

⑭指定振替機関における取扱い

甲が発行する株券が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合

⑮株主の権利の不当な制限

甲が次の a から g までのいずれかに掲げる行為を行っている場合において、株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合その他株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合をいう。

a 買収者以外の株主であることを行使又は割当の条件とする新株予約権を株主割当等の形で発行する買収防衛策（以下「ライツプラン」という。）のうち、行使価額が株式の時価より著しく低い新株予約権を導入時点の株主等に対し割り当てておくものの導入（実質的に買収防衛策の発動の時点の株主に割り当てるために、導入時点において暫定的に特定の者に割り当てておく場合を除く。）

b ライツプランのうち、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止又は不発動とすることができないものの導入

c 拒否権付種類株式のうち、取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされたものの発行に係る決議又は決定（持株会社である甲の主要な事業を行っている子会社が拒否権付種類株式又は取締役選任権付種類株式を甲以外の者を割当先として発行する場合において、当該種類株式の発行が甲に対する買収の実現を困難にする方策であると乙が認めるときは、甲が重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされた拒否権付種類株式を発行するものとして取り扱う。）

d TOKYO PRO Market に上場している株券について、株主総会において議決権を行使することができる事項のうち取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について制限のある種類の株式への変更に係る決議又は決定。

e TOKYO PRO Market に上場している株券より議決権の多い株式（取締役の選解任その他の重要な事項について株主総会において一個の議決権を行使することができる数の株式に係る剰余金の配当請求権その他の経済的利益を受ける権利の価額等が TOKYO PRO Market に上場している株券より低い株式をいう。）の発行に係る決議又は決定。

f 議決権の比率が 300% を超える第三者割当に係る決議又は決定。

g 株主総会における議決権を失う株主が生じることとなる株式併合その他同等の効果をもたらす行為に係る決議又は決定。

⑯全部取得

甲が TOKYO PRO Market に上場している株券に係る株式の全部を取得する場合。

⑰反社会的勢力の関与

甲が反社会的勢力の関与を受けている事実が判明した場合において、その実態が TOKYO PRO Market の市場に対する株主及び投資者の信頼を著しく毀損したと乙が認めるとき。

⑱その他

前各号のほか、公益又は投資者保護のため、乙若しくは東証が上場廃止を適当と認めた場合。

このほか、株主総会の特別決議を経て、当社が東京証券取引所へ「上場廃止申請書」を提出した場合にも上場廃止となります。なお、本書公表日現在において、担当 J-Adviser 契約の解約につながる可能性のある要因は発生しておりません。

## 5 【重要な契約等】

該当事項はありません。

## 6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

## 7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中における将来に関する事項は、当中間連結会計期間末現在において当社が判断したものであります。

### (1) 重要な会計方針及び見積り

当社の中間財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この中間財務諸表の作成にあたって、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額及び開示に影響を与える見積りを必要としております。経営者は、過去の実績等を勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積りによる不確実性のため、これらの見積りと異なる場合があります。

### (2) 財政状態の分析

#### (流動資産)

当中間会計期間末における流動資産の残高は、前事業年度末に比べ 11,060 千円増加し 276,492 千円となりました。これは主として、現金及び預金が 12,276 千円増加したことによるものです。

#### (固定資産)

当中間会計期間末における固定資産の残高は、前事業年度末に比べ 446 千円増加し 23,706 千円となりました。これは主として、取得による建物が 1,590 千円増加したものの、長期貸付金が 1,440 千円減少したことによるものです。

#### (流動負債)

当中間会計期間末における流動負債の残高は、前事業年度末に比べ 13,559 千円増加し 66,671 千円となりました。これは主として、一年以内返済予定の長期借入金が 6,456 千円増加したことによるものです。

#### (固定負債)

当中間会計期間末における固定負債の残高は、前事業年度末に比べ 8,136 千円減少し 159,848 千円となりました。これは長期借入金が 8,136 千円減少したことによるものです。

#### (純資産)

当中間会計期間末における純資産の残高は、前事業年度末に比べ 6,083 千円増加し 73,679 千円となりました。これは中間純利益 6,083 千円 の計上等によるものです。

### (3) 経営成績の分析

「1 【業績等の概要】 (1) 業績」に記載しております。

### (4) キャッシュ・フローの分析

「1 【業績等の概要】 (2) キャッシュ・フローの状況」に記載しております。

## 第4【設備の状況】

### 1【主要な設備の状況】

中間会計期間において主要な設備に重要な異動はありません。

### 2【設備の新設、除却等の計画】

- (1) 重要な設備の新設  
該当事項はありません。
- (2) 重要な設備の除却等  
該当事項はありません。

## 第5【発行者の状況】

### 1【株式等の状況】

#### (1)【株式の総数等】

記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類	発行可能株式総数(株)	未発行株式数(株)	中間会計期間末現在発行数(株) (2025年11月30日)	公表日現在発行数(株) (2026年2月27日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	144,000	108,000	36,000	36,000	東京証券取引所 (TOKYO PRO Market)	単元株式数 100株
計	144,000	108,000	36,000	36,000	—	—

- 注) 1. 2025年11月12日開催の取締役会決議により、2025年11月12日付けで普通株式1株を200株に株式分割しております。これにより、発行済株式総数は35,820株増加し、36,000株となっております。また、当該株式分割に伴う定款変更が行われ、発行可能株式総数は143,000株増加し、144,000株となっております。
2. 2025年11月12日開催の臨時株主総会決議に基づき、2025年11月12日付けで定款変更を行い、100株を1単元とする単元株制度を導入しております。

#### (2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

#### (3)【MSCB等の行使状況等】

該当事項はありません。

#### (4)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

#### (5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数(株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額	資本金残高(千円)	資本準備金増減額(千円)	資本準備金残高(千円)
2025年6月1日～ 2025年11月30日	35,820	36,000	—	9,000	—	—

- (注) 2025年11月12日開催の取締役会決議により、2025年11月12日付けで普通株式1株を200株に株式分割しております。これにより、発行済株式総数は35,820株増加し、36,000株となっております。

(6) 【大株主の状況】

2025年11月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式(自己株式を除く。)の総数に対する 所有株式数の割合(%)
天童 淑巳 (注) 1、2	神奈川県横浜市	21,600	60.00
子どもの未来を明るくする株 式会社 (注) 2、3	福岡県久留米市	14,400	40.00
計	—	36,000	100.00

(注) 1. 特別利害関係者等 (当社の代表取締役)

2. 特別利害関係者等 (大株主上位 10 名)

3. 特別利害関係者等 (役員等により総株主等の議決権の過半数が所有されている会社)

4. 株式総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第 3 位を四捨五入しております。

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2025年11月30日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式 (その他)	普通株式 36,000	360	権利内容に何ら限定のない、当社 における標準となる株式であり、 単元株式数は 100 株であります。
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	36,000	—	—
総株主の議決権	—	360	—

(注) 1. 2025年11月12日開催の取締役会決議により、2025年11月12日付けで普通株式1株を200株に株式分割しております。これにより、発行済株式総数は35,820株増加し、36,000株となっております。また、当該株式分割に伴う定款変更が行われ、発行可能株式総数は143,000株増加し、144,000株となっております。

2. 2025年11月12日開催の臨時株主総会決議に基づき、2025年11月12日付けで定款変更を行い、100株を1単元とする単元株制度を導入しております。

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

## 2 【株価の推移】

月別	2026年2月
最高（円）	-
最低（円）	-

(注) 1. 最高・最低株価は東京証券所（TOKYO PRO Market）における取引価格であります。

2. 当社株式は2026年2月27日付けで株式会社東京証券取引所 TOKYO PRO Market へ上場したため、それ以前については該当事項はありません。

## 3 【役員の様況】

前会計年度の発行者情報を公表した2025年2月4日以降、本中間発行者情報公表日までにおいて、役員の移動はありません。

## 第6 【経理の様況】

### 1. 中間財務諸表の作成方法について

(1) 当社の中間財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づいて作成しております。また、当社の中間財務諸表は、第1種中間財務諸表であります。

(2) 当社の中間財務諸表については、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則」第116条第3項で認められた会計基準のうち、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しております。

### 2. 監査証明について

当社は株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき、当中間会計期間（2025年6月1日から2025年11月30日まで）の中間財務諸表について、監査法人やまぶきによる期中レビューを受けております。

### 3. 中間財務諸表について

当社は、子会社がありませんので中間連結財務諸表を作成しておりません。

**【中間財務諸表等】****【中間財務諸表】****①【中間貸借対照表】**

(単位：千円)

	前事業年度 (2025年5月31日)	当中間会計期間 (2025年11月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	193,959	206,235
売掛金	55,025	60,663
未収入金	7,112	7,744
その他	9,475	2,011
貸倒引当金	△140	△162
流動資産合計	265,432	276,492
固定資産		
有形固定資産	5,402	6,953
投資その他の資産	17,856	16,752
固定資産合計	23,259	23,706
資産合計	288,691	300,199

(単位：千円)

	前事業年度 (2025年5月31日)	当中間会計期間 (2025年11月30日)
<b>負債の部</b>		
<b>流動負債</b>		
一年以内返済予定の長期借入金	9,816	16,272
未払法人税等	161	3,390
賞与引当金	9,550	11,924
その他	33,584	35,083
流動負債合計	53,111	66,671
<b>固定負債</b>		
長期借入金	167,984	159,848
固定負債合計	167,984	159,848
負債合計	221,095	226,519
<b>純資産の部</b>		
<b>株主資本</b>		
資本金	9,000	9,000
<b>利益剰余金</b>		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	58,595	64,679
利益剰余金合計額	58,595	64,679
株主資本合計	67,595	73,679
純資産合計	67,595	73,679
負債純資産合計	288,691	300,199

## ②【中間損益計算書】

(単位：千円)

当中間会計期間

(自 2025年6月1日

至 2025年11月30日)

売上高	184,335
売上原価	129,490
売上総利益	54,845
販売費及び一般管理費	※1 75,507
営業損失(△)	△20,661
営業外収益	
受取利息	175
補助金収入	26,802
その他	3,157
営業外収益合計	30,135
営業外費用	
支払利息	44
営業外費用合計	44
経常利益	9,429
特別利益	
固定資産売却益	45
抱合せ株式消滅差益	-
特別利益合計	45
特別損失	
抱合せ株式消滅差損	-
固定資産除却損	-
特別損失合計	-
税引前中間純利益	9,474
法人税、住民税及び事業税	3,390
中間純利益	6,083

## ③ 【中間キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

当中間会計期間

(自 2025年6月1日

至 2025年11月30日)

## 営業活動によるキャッシュ・フロー

税引前中間純利益	9,474
減価償却費	654
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	21
賞与引当金の増減額 (△は減少)	2,374
受取利息	△175
補助金収入	△26,802
支払利息	44
固定資産売却益	△45
固定資産除却損	-
抱合せ株式消滅差益	-
抱合せ株式消滅差損	-
売上債権の増減額 (△は増加)	△5,637
その他	1,967

---

小計	△18,123
----	---------

---

利息の受取額	175
--------	-----

利息の支払額	△44
--------	-----

補助金の受取額	26,170
---------	--------

法人税等の支払額	△161
----------	------

法人税等の還付額	6,513
----------	-------

---

営業活動によるキャッシュ・フロー	14,529
------------------	--------

---

## 投資活動によるキャッシュ・フロー

有形固定資産の取得による支出	△2,059
----------------	--------

有形固定資産の売却による収入	45
----------------	----

貸付金の回収による収入	1,440
-------------	-------

---

投資活動によるキャッシュ・フロー	△573
------------------	------

---

## 財務活動によるキャッシュ・フロー

長期借入金の返済による支出	△1,680
財務活動によるキャッシュ・フロー	△1,680
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	12,276
現金及び現金同等物の期首残高	193,959
合併に伴う現金及び現金同等物の増加額	-
現金及び現金同等物の期末残高	※ 206,235

【注記事項】

(中間財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理)

(税金費用の計算)

税金費用については、当中間会計期間を含む会計年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積もり、税引前中間純利益に当該見積実効税率を乗じて計算しております。

(中間損益計算書関係)

※1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

当中間会計期間  
(自 2025年6月1日  
至 2025年11月30日)

役員報酬	21,760 千円
貸倒引当金繰入額	21

(中間キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間貸借対照表に記載されている科目の金額との関係は次のとおりであります。

	当中間会計期間 (自 2025年6月1日 至 2025年11月30日)
現金及び預金	206,235 千円
現金及び現金同等物	206,235 千円

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社は、放課後等デイサービス事業の単一セグメントであり、主要な顧客との契約から生じる収益を分解した情報は以下のとおりです。

(単位：千円)

	当中間会計期間 (自 2025年6月1日 至 2025年11月30日)
一時点で移転される財又はサービス	181,135
一定期間にわたり移転される財又はサービス	3,200
顧客との契約から生じる収益	184,335
その他の収益	—
外部顧客への売上高	184,335

(セグメント情報)

**【セグメント情報】**

当社は、放課後等デイサービス事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(1株当たり情報)

1株当たり中間純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりです。

	当中間会計期間 (自 2025年6月1日 至 2025年11月30日)
1株当たり中間純利益	168円99銭
(算定上の基礎)	
中間純利益 (千円)	6,083
普通株式に帰属しない金額 (千円)	—
普通株式に係る中間純利益 (千円)	6,083
普通株式の期中平均株式数 (株)	36,000

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 当社は、2025年11月12日付けで普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行っておりますが、当中間会計期間の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり中間純利益を算定しております。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

(2) **【その他】**

該当事項はありません。

**第7【外国為替相場の推移】**

該当事項はありません。

**第二部【特別情報】**

**第1【外部専門家の同意】**

該当事項はありません。

# 独立監査人の中間財務諸表に対する期中レビュー報告書

2026年2月26日

株式会社ハートアップ  
取締役会 御中

監査法人やまぶき  
福岡事務所

指定社員 公認会計士 江口二郎  
業務執行社員

指定社員 公認会計士 月海慎太郎  
業務執行社員

## 監査人の結論

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第128条第3項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ハートアップの2025年6月1日から2026年5月30日までの第12期事業年度の中間会計期間（2025年6月1日から2025年11月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間キャッシュ・フロー計算書及び注記について期中レビューを行った。

当監査法人が実施した期中レビューにおいて、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ハートアップの2025年11月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

## 監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して期中レビューを行った。期中レビューの基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

## 中間財務諸表に対する経営者並びに監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して中間財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにあ

る。

#### 中間財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した期中レビューに基づいて、期中レビュー報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に従って、期中レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の期中レビュー手続を実施する。期中レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、中間財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、期中レビュー報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、期中レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。
- ・ 中間財務諸表に対する結論表明の基礎となる、中間財務諸表に含まれる構成単位の財務情報に関する証拠を入手する。監査人は、構成単位の財務情報に関する期中レビューの指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。

監査人は、監査役に対して、計画した期中レビューの範囲とその実施時期、期中レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上